

2024 年度政治経済学・経済史学会春季学術大会
春季総合研究会のご案内

犯罪の経済史

日時 2024 年 6 月 22 日（土）13：00～17：00

会場 東京大学（本郷地区キャンパス）経済学研究科棟 3 階第 2 教室（対面開催）

問題提起 小林 延 人（東京都立大学）

報告

1. スターリン体制下のソヴェト農民における「犯罪」 日 臺 健 雄（和光大学）
2. 19/20 世紀転換期ドイツにおける「ボイコット」―「非行」の制度化をめぐる―
東 風 谷 太 一（一橋大学）
3. 近代日本における監獄作業の社会的位置づけ 中 西 啓 太（東京大学）

コメント

1. 日本法制史研究の観点から 高 田 久 実（獨協大学）
2. 海峽植民地研究の観点から 宮 本 隆 史（大阪大学）

司会 永 山 の ど か（青山学院大学），結 城 武 延（東北大学）

趣旨

現代日本において、国家は望ましい社会の実現のために法を制定し、公布の手続きによって国民に周知する。そのうえで、警察・裁判所・特許庁・公正取引委員会などの機関が実際に不法行為を取り締まり、ときに刑事罰を加える。法の制定と実現にかかわる公権力の機能は、地域時代を問わない普遍的な現象であろう。

一方で、経済的自由人たる個人や企業が、自己利益を目的とする限りにおいて、法を犯すことはありうる。そこに個人の倫理観ないし企業倫理を乗り越えた合理的な判断が介在していると仮定するなら、彼我の判断は、法を犯すことの費用と、法を犯すことの収益を秤量したことによる。もしくは、情報の非対称性に基づき、それらを計算できないことがあるかもしれない。個人や企業がその法を適正なものと思わず、法を犯しているように見える行為を自身の正当な権利と主張することもある。

かつて、産業革命初期のイギリス繊維工業を取り上げた坂巻（2009）は、労働者による原料や製品の一部を着服する行為を広く認めながら、それらは「職務遂行にともなう役得（perquisite）であり、慣習的に認められた行為として是認されるべきことと考えられていた」として、伝統的な価値観とそれに基づく慣習的な経済行動を「産業的モラル・エコノミー」と名付けた。

地域社会が伝統的価値観に基づいて「犯罪」もしくはそれに準じる「非行」を容認する事例は日本でも見られる。たとえば、漁獲物の一部を集落の人々が持ち去ることを容認する慣行（貫魚^{もらいうお}、カンダラ慣行）は、収益の分配対象に村・村びとを包含するという意味で、困窮者のセーフティーネットという公共的機能を有していた（高橋 2020）。仮に公権力がこうした慣行を認めていながら取り締まらない場合、人々の生存にとって、公的秩序と私的秩序が相補的に機能しているものと評価できよう。

ただし、犯罪や非行を容認・黙認する伝統的な慣行は、資本家などの収益や社会全体の効用を低下させる可能性がある。実際、イギリスでは次第に原料着服が刑事上の窃盗として扱われるようになり、「産業的モ

ラル・エコノミー」は自由主義と競争原理に基づく「ポリティカル・エコノミー」に置き換わっていく（坂巻 2009）。

とある行為の刑事上の規定に着目して、公権力がどのような社会を望ましいと考えているかを検討する手法は、本論題においても展開される。日臺報告は、「計画」化と「現物経済」化が進行する 1930 年代のソ連で、共有地からの穀物の「窃盗」に対して、最高刑を死刑とする厳罰が課されたことを取り上げる。これは、飢餓に苦しむコルホーズ農民による生存のための「窃盗」行為と、穀物輸出によって工業化を遂行するというスターリンの政策企図、両者が厳しい局面で対立していることを表している。公権力による不法行為の認定基準は、公権力が望ましい社会をどのように規定するかによって変化する。民衆の立場から見た場合、生存のためであれば、仮に極刑が規定されていたとしても人々は法を犯すことがありうるだろう。

現実の社会では犯罪かどうか容易に判別できないこともある。東風谷報告は、労使対立に揺れる 19/20 世紀転換期ドイツにおいて、公権力・企業・市民社会の摩擦・協調関係のなか犯罪と基本権の境界領域でゆらぐ「ボイコット」の位置づけを検討する。当該期の「ボイコット」は、単なる不買の範疇を超え、企業活動や女性運動、諸党派の政治対立にも利用される訴求力を発揮した。中央政府は労働運動を撃つべく「ボイコット」の違法化を試みるも、団結や経済活動の自由との矛盾や議会政治の定着による民主化の進展を背景に挫折する。このとき公権力は、既存の刑法や民法のあいまいな規定を援用し、「ボイコット」を労使対立の制度的枠組みに封じ込めようとする一方、公的秩序による「ボイコット」の抑止に限界をみた企業は、将来起こる蓋然性の高い不買を経営の費用に組み込もうとする。そうした経営判断は、組合によるボイコット保険という新たな実践をもたらすことになる。

これらは、①公権力が定めた法規範は、個々の経営主体や地域コミュニティが有する規範とは必ずしも一致しないこと、②法がこれまで認められてきた慣例を容認しない方向に変化することがあり、すなわち望ましい社会的規範は特殊時代的・特殊地域的なものであること、を示唆している。我々は、公権力がどのような社会秩序を望ましいと考えているか、地域社会や個々の経済主体がどのような価値観のもとで私的秩序を形成しているかによって、犯罪の軽重や犯罪の境界が変わることを知る。

さらに、「犯罪」が望ましい社会秩序の枠組みを反映しているとすれば、「犯罪者」への対応もまた、社会秩序の維持に際して重要な論点となろう。彼らが従事した監獄作業は、矯正による社会の規律化と生計手段習得による再犯予防を目的とするが、同時に、低コスト労働力の強制的な動員を意味する。これは、市場社会との競合・補完という点で、あるいはいずれ社会に戻る受刑者の権利という点でどのような問題を惹起したのだろうか。中西報告は、追放刑中心の前近代身分制社会から自由刑中心の近代市民社会へという転換を念頭に置きながら、近代日本における監獄作業の議論と内実、東京集治監の煉瓦など製造品の販売をめぐる事例などを検討する。③法秩序から逸脱した人々も、完全に社会から排除されるわけではなく、市場から分離されるわけでもないという見通しを得るだろう。

如上の 3 報告に対するコメンテータとして、日本法制史・刑法をご専門とする高田久実氏、シンガポールにおける監獄制度を研究されている宮本隆史氏にご登壇いただく。そうして、法の制定と不法行為のインセンティブ、不法行為に対する権力側の法の執行、囚人労働が市場や財政に与える影響、といったトピックを、犯罪の経済史という文脈で捉えたい。それは犯罪を経済の一部としてどのように包摂するかという問題提起を含んでいる。2018 年度春季総合研究会「財産権と経済活動」に続き、法学と歴史学と経済学の架橋を実践する試みの一つでもある（小林 2020）。

〈参考文献〉

坂巻清（2009）『イギリス毛織物工業の展開—産業革命への途—』日本経済評論社

高橋美貴（2020）「近世後期における貫魚慣行の変遷—豆州内浦地域を事例として」『社会経済史学』85-4

小林延人編（2020）『財産権の経済史』東京大学出版会